

運営費交付金債務の収益化等に関する要項の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和5年9月12日学長裁定)

運営費交付金債務の収益化等に関する要項の一部を改正する要項

運営費交付金債務の収益化等に関する要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1～第4（略） （収益化の額）</p> <p>第5 収益化する額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 期間進行基準により収益化する額</p> <p>イ 運営費交付金債務について収益化する額は、次の算式により算出した額</p> <p>(i) 収益化の時期が9月30日の場合 （運営費交付金年間交付予定額－運営費交付金を当該事業年度の業務達成基準及び費用進行基準により収益化する額）×1/2</p> <p>ただし、9月30日までに交付された運営費交付金が、年間交付予定額の1/2に満たない場合は、その額を限度とする。</p> <p>(ii) 収益化の時期が3月31日の場合 運営費交付金年間交付予定額－運営費交付金を当該事業年度の業務達成基準及び費用進行基準により収益化する額－(i)の運営費交付金債務の収益化する算出額</p>	<p>第1～第4（略） （収益化の額）</p> <p>第5 収益化する額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 期間進行基準により収益化する額</p> <p>イ 運営費交付金債務について収益化する額は、次の算式により算出した額</p> <p>(i) 収益化の時期が9月30日の場合 （運営費交付金年間交付予定額－運営費交付金を当該事業年度の業務達成基準及び費用進行基準により収益化する額）×1/2－<u>当該期間の資産見返負債振替額</u></p> <p>ただし、9月30日までに交付された運営費交付金が、年間交付予定額の1/2に満たない場合は、その額を限度とする。</p> <p>(ii) 収益化の時期が3月31日の場合 運営費交付金年間交付予定額－運営費交付金を当該事業年度の業務達成基準及び費用進行基準により収益化する額－<u>当該事業年度の資産見返負債振替額</u>－(i)の運営費交付金債務の収益化する算出額</p>

ロ 授業料債務について収益化する額は、前・後期のそれぞれの期間に対応する授業料債務相当額

(2) 業務達成基準により収益化する額 当該期間に収益化することとした額

(3) 費用進行基準により収益化する額 当該期間に費用が発生した額。ただし、退職給付については、外部資金により支払うものを差し引いた支払額を限度として収益化する。

第6～第9（略）

附 則

この要項は、令和5年9月12日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

【改正理由】

国立大学法人会計基準改正への対応及び会計事務の効率化を図るため、所要の改正を行う。

ロ 授業料債務について収益化する額は、前・後期のそれぞれの期間に対応する授業料債務相当額から、当該期間に資産見返負債振替額を差し引いた額

(2) 業務達成基準により収益化する額 当該期間に収益化することとした額

(3) 費用進行基準により収益化する額 当該期間に費用が発生した額。ただし、退職給付については、外部資金により支払うものを差し引いた支払額を限度として収益化する。

第6～第9（略）